平成２３年（フ）第２１１７号
大阪府豊中市本町６丁目９番７―703号
債務者　戸田　桂子（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１号
神戸市中央区中山手通４丁目18番21号　502号
債務者　森野　俊二
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９６号
神戸市兵庫区福原町８番８号　シャルマン湊川202号、従前の住所神戸市兵庫区上沢通３丁目３番15号　サワフローラル802号
債務者　川原眞須美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
神戸市東灘区住吉東町３丁目３番14号　エスポワール魚崎201号
債務者　牛尾真由美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５号
神戸市長田区二葉町４丁目２番13―506号
債務者　石田　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６号
神戸市長田区二葉町４丁目２番13―506号
債務者　石田　庄吾
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７号
神戸市長田区二葉町４丁目２番13―506号
債務者　石田　美穂
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１号
神戸市須磨区横尾４丁目１番地14号棟206号
債務者　日向　福子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４８号
神戸市長田区駒ヶ林町１丁目３番14号
債務者　石森和洋紙店こと　石森銀太郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４９号
神戸市長田区駒ヶ林町１丁目３番14号
債務者　石森　和子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５０号
神戸市長田区駒ヶ林町１丁目３番14号
債務者　石森　　緑
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県南あわじ市松帆古津路289番地５
債務者　中岡　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県南あわじ市松帆古津路289番地５
債務者　中岡　豊子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４７号
富山市小杉291番地　シャルムビラ203号
債務者　西川　　涼
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
富山市荒川１丁目９番18―310号　ジョイナス西新庄
債務者　坂部　邦雄
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
富山市清水元町４番１―212号　ラフイネ清水Ａ、前住所秋田県湯沢市岡田町15番１号
債務者　高橋美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
富山市愛宕町２丁目５番13―301号　センチュリーハイツ愛宕、前住所富山市東富山寿町３丁目21番22号
債務者　河合　和恵
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
富山地方裁判所民事部